

令和4年度青森県教職員互助会事業一覧

青森県教職員互助会では、下記のように様々な事業を行っています。
給付事業と厚生事業には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れのないようご注意ください。

《給付事業》

事業名	事業内容	給付額
医療費補助金 【自動給付】	会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき	自己負担額－(共済組合給付額＋3,000円) (ただし、100円未満の場合を除く。) ※共済組合給付額は、自己負担額から25,000円を控除した額
<p>【例】自己負担額が3万5千円の場合</p> <p>35,000円－25,000円＝10,000円(共済組合給付額)</p> <p>35,000円－(10,000円＋3,000円)＝22,000円(互助会給付額)</p> <p>※自動で計算し、診療月の3カ月後に個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。入院見舞金も同様です。</p>		
入院見舞金 【自動給付】	会員又は被扶養者が入院したとき	1日につき500円(1日目から給付)
死亡弔慰金 【※請求】	会員又は被扶養者が死亡したとき	会 員 250,000円 被扶養配偶者 100,000円 その他の被扶養者 50,000円
災害見舞金 【※請求】	会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき	損害の程度に応じて 100,000円～300,000円
結婚祝金 【請求】	会員が結婚したとき	50,000円
出産祝金・見舞金 【※請求】	会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき	35,000円
入学・卒業祝金 【所属所に調査後、該当者に給付】	会員の子が義務教育諸学校へ入学、また、中学校(中学部)を卒業したとき	10,000円
無給付者褒賞金 【自動給付】	会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき	5,000円
退職慰労金 【自動給付】	会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)により退会したとき	10年以上20年未満 30,000円 20年以上30年未満 40,000円 30年以上 50,000円
妊婦支援補助 【請求】	会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき	1回の妊娠につき 30,000円
リフレッシュ助成 【自動給付】	会員が在会20年及び30年に達したとき	在会20年の会員 10,000円 在会30年の会員 20,000円
遺児給付金 【請求】	死亡した会員の被扶養者のうち、その年度末に満18歳以下の遺児がいるとき	遺児1人につき 250,000円
《新規》 育児支援金 【請求】	会員が5日以上の育児休業を取得したとき	同一の子1人につき 20,000円

「※請求」………共済組合あてに請求書を提出した場合は、自動給付となります。